

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会生活援助資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、伊達市に居住する低所得者を対象として、必要な生活資金の貸付を行い、その世帯の生活維持と安定を図ることを目的とする。

(貸付限度額)

第2条 貸付金は、1世帯50,000円以内とする。ただし、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めるときは、100,000円まで貸付することができる。

(利子等)

第3条 貸付金は、無利子、無担保とする。

(保証人)

第4条 この資金の貸付を受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、保証人をたてなければならない。

- 2 保証人は、原則として1名とし借入申込者と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 保証人は、原則として本市内に居住し借入申込者の生活安定を支援できる者とする。
- 4 保証人は、原則として借入世帯の者以外で年齢が75歳未満の者とする。

(借入申込)

第5条 借入申込者は、生活援助資金借入申込書(様式第1号)により、申し出るものとする。

- 2 借入申込書の提出を受けたときは、担当民生委員に世帯状況等を確認する民生委員調査書(様式第2号)の提出を依頼するものとする。
- 3 前各項の規定により申し出を受理したときは、速やかに貸付調査会を開催し、会の意見を付して会長に進達するものとする。

(貸付の決定)

第6条 会長は、前条による手続きが完了したときは、速やかに貸付の可否を決定し、生活援助資金貸付決定通知書(様式第3号の1)または、生活援助資金貸付不承認通知書(様式第3号の2)により借入申込者に通知するとともに、その写しを担当民生委員に送付するものとする。

(貸付金の交付)

第7条 貸付決定通知を受けた借受人は、生活援助資金借用書(様式第4号)を提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

(貸付期間及び償還の方法)

第8条 貸付期間は6ヶ月以内とし、一時払い又は分割払いにより償還するものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は申し出により期限後6ヶ月以内の延長を認めることができる。

- 2 次の各号の一に該当するときは、未償還の全部又は一部を一時に償還することを求めることができるものとする。
 - (1) 借入申込者が虚偽の申し出により、資金を借り受けたとき。
 - (2) 資金を借入申込理由以外の目的に使用したとき。
 - (3) 借入申込者が他の市町村に転居するとき。
 - (4) その他、会長が一時償還を必要と認めたとき。

(償還金の支払い免除)

第9条 会長は、借入申込者の死亡、災害等やむを得ない事情により借入申込者及び連帯保証人が貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会生活援助資金償還免除要綱に基づき、未償還額の支払いを免除することができる。

(貸付帳簿書類等)

第10条 この資金の貸付業務を行うのに次の帳簿書類を備え付けるものとする。

- (1) 借入申込書及び貸付中の借用証書
- (2) 生活援助資金貸付台帳(様式第5号)
- (3) その他必要と認める帳簿

附 則

この規程は平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の日前に伊達町社会福祉協議会、梁川町社会福祉協議会、保原町社会福祉協議会、霊山町社会福祉協議会、月舘町社会福祉協議会生活援助資金貸付規程に基づいて行われた貸付金で未償還のものは、この規程によって行われた貸付金とみなす。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。